

令和7年度 湧別町保健医療福祉協議会

第1回 地域福祉部会

日 時：令和8年1月16日（金）午後1時30分

場 所：保健福祉センター 会議室

<会議次第>

1. 開 会

2. 部会長・副部会長の選出

部 会 長 _____

副部会長 _____

3. 部会長あいさつ

4. 協議事項

湧別町地域福祉計画の策定について（諮問事項）

- | | |
|------------------------------|----------|
| ① 地域福祉計画の策定について（資料） | 資料 1～2 P |
| ② 第3期(R4～R13)湧別町総合計画（抜粋）について | 資料 3～7 P |
| ③ 第3期(R8～R12)湧別町地域福祉計画（素案） | 別添 |

5. 今後のスケジュール（案）

- | | |
|-------|---------------------------------------|
| 1月16日 | 第1回部会：計画素案の説明・検討 |
| 1月下旬 | 第2回部会：計画修正案の検討 |
| 2月上旬 | パブリックコメントの実施〔状況により部会開催〕
今回計画部会案の決定 |
| 3月下旬 | 第2回保健医療福祉協議会（全体会）：答申案の決定 |
| 3月下旬 | 第3期湧別町地域福祉計画の公表 |

6. その他

7. 閉 会

地域福祉部会構成委員名簿

No.	所属団体等	職 名	氏 名	委員区分
1	湧別町社会福祉協議会	会 長	篠 田 悟	一般委員
2	湧別福社会	理事長	佐 藤 敏 正	
3	自治会連合会	会 長	寺 田 忠 弘	
4	青少年健全育成町民会議	議 長	神 尾 一 明	
5	公募町民		石 田 紀 子	
6	湧別オホーツク園	施設長	佐 藤 和 也	
7	湧愛園	施設長	三 好 信 一	
8	社会福祉協議会	事務局長	石 川 克 己	
9	はまなすボランティア	会 計	奥 谷 悦 子	特別委員

事務局 福祉課	課 長	前 野 和 憲
	主 幹	鈴 木 俊 一

地域福祉計画の策定について

1. 地域福祉計画とは、

住民一人ひとりが住み慣れた地域で自分らしく安心して生活できるよう、地域全体で支え合う体制づくりを進めるための行政計画です。社会福祉法第107条に基づき、市町村が策定に努めることとされています。

※平成29年に任意から努力義務となった。

○社会福祉法（抜粋）とは、

（地域福祉の推進）

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（平一二法一一・全改、平二九法五二・令二法五二・一部改正）

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
 - 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。（平二九法五二・全改、令二法五二・一部改正）
2. 地域福祉計画の策定に係るガイドライン等について
 - ・ 地域福祉計画の策定・改定ガイドブック（平成30年）
 - ・ 地域福祉計画策定ガイドラインにおける策定方法の変化
 - ・ 市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針の在り方についての概要（平成14年）

3. 成年後見制度利用促進計画とは、

「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき、成年後見制度を必要とする人が全国どの地域においても尊厳のある本人らしい生活を継続できるよう、制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。

4. 再犯防止推進計画とは、

犯罪を繰り返すことを防ぎ、安全な社会を実現するため、国や地方公共団体、民間が連携して、犯罪をした人が円滑に社会復帰できるよう就労・住居の確保、福祉サービスの利用促進、地域との連携強化などを総合的に推進する計画のことです。

これは「再犯防止推進法」に基づき策定され、刑事司法手続の各段階での支援や国民の理解促進も目指しています。

HOKKAIDO
YUBETSU
2022～2031

人と自然が輝く
オホーツクのまちをめざして

第3期
湧別町総合計画
令和4年度～令和13年度

第3章

基本構想

これからの社会情勢や第2期計画の振り返り等を踏まえ、湧別町のまちづくりを進めるうえでの将来像とその実現に向けた基本理念、基本目標及び目標人口を定めます。

1

将来像と基本理念

人と自然が輝くオホーツクのまち

～ともに考え、ともに行動し、みんなでつくる協働のまちづくり～

(1) 将来像

これまで2期にわたって策定した総合計画では、町民と行政が共有する目標となる「まちの将来像」を設定し、町民と行政が一体となって“湧別町らしさ（魅力）”を活かして町政に発展させていく姿を明示してきました。

第3期計画では、人口減少に端を発する地方創生という厳しい時代の潮流を迎え、本町はこれまで豊かな自然の恵みを受けて産業が発展してきましたが、自然と共生した産業振興は明治の開拓時代から今も変わらず、将来の世代に引き継いでいかなければならない大事なテーマであります。

そのため、第2期計画に引き続き、従来の将来像「人と自然が輝くオホーツクのまち」を継続するものとします。

なお、本構想における将来像に込められた思いは、自然との共生によるまちづくりです。湧別町が持つ豊かな自然環境や地域資源を守り育てながらこの難局を乗り越え、10年先も誰もが輝いて生活を送ることのできるまちを将来像として描いています。

(2) 基本理念

まちの将来像の実現に向けて、「ともに考え、ともに行動し、みんなでつくる協働のまちづくり」をまちづくりの基本理念として定めます。

まちの課題を効果的、効率的に解決するためには、町民、自治会、企業、行政などの多様な主体が、目的を共有し、対等な立場で、お互いの責任のもと役割分担しながら連携・協力して取り組む「協働によるまちづくり」を確立する必要があります。

本町では平成26年（2014年）4月に「湧別町自治基本条例」が施行され、まちづくりを進めていく上で様々な分野で協働による取組みが進められていますが、まだ「協働によるまちづくり」が確立されたとはいえない状況にあります。

そこで、「協働によるまちづくり」の機運をさらに高めるため、多様な主体がそれぞれの役割を認識し、ともに考え、ともに行動し、一緒になって取り組むまちづくりを目指し、これからのまちづくりを進めていきます。

2

基本目標

まちの将来像である「人と自然が輝くオホーツクのまち」の実現に向けて、本計画では次の5つの基本目標に基づいて、分野ごとに施策を展開していきます。

なお、基本目標の枠組みは、第2期計画を引き継いでいます。

(1) 基盤整備 安全・安心で快適に暮らし続けられるまちづくり

豊かな自然環境の保全と環境に配慮した快適でゆとりのある住環境の整備に努め、町民の生命と財産を守る防災・防犯体制が充実した誰もが安全・安心で快適に暮らし続けられるまちづくりを推進します。

(2) 産業振興 豊かな自然と産業がともに息づく活力あふれるまちづくり

恵まれた自然環境のもと、町の基幹産業である農林水産業の生産基盤をさらに強化し、これらの生産物を活用した商工業の活性化や雇用と起業の促進、観光振興による地域活性化、産業団体の連携体制強化による販売力の強化など、活力あふれるまちづくりを推進します。

(3) 社会福祉 誰もがいきいきと笑顔で暮らせるぬくもりのあるまちづくり

子どもからお年寄りまで誰もがいきいきと安心して暮らすことができるよう子育て支援や社会福祉の支援体制の充実を図るとともに、保健・医療・福祉の連携による総合的な施策の推進に努め、人を思いやる気持ち、互いに支え合うことのできるまちづくりを推進します。

(4) 教育文化 豊かな心とふるさとを愛する心を育むまちづくり

本町の豊かな自然や文化、歴史、人材等の地域資源を活用した特色ある教育を通じて豊かな心を育み、教育やスポーツ、文化芸術活動を通じてふるさとへの誇りや愛情が持てる、ふるさとを大切にする思いやりのあるまちづくりを推進します。

(5) 協働・行財政

町民一人ひとりが支え合い助け合う思いやりのあるまちづくり

効率的かつ健全な行財政運営を行うとともに、町民一人ひとりが支え合い、助け合いながら思いやりのあるまちづくりの実現に向けて、町民と行政がともに連携しながら様々な課題を解決していく協働のまちづくりを推進します。

社会福祉

現状と課題

【地域福祉】

少子高齢化の進展や生活様式・価値観の多様化、生活不安の増大など、地域福祉を取り巻く環境が複雑化する中で、核家族化の進行、高齢者の一人暮らしや高齢者のみの世帯の増加、住民関係の希薄化や個人情報への配慮などから、家族や地域で支え合う意識が低下し、加えて地域福祉の担い手不足など、これまで地域を支えてきた相互扶助の体制が崩れつつあります。

誰もが安心して暮らし続けられる社会を実現するため、公的な支援（公助）だけでなく、自らの努力（自助）と地域住民の助け合い（共助）、これら3つが相互に補い合い、社会的・経済的に弱い立場にある高齢者や障がい者、生活困窮者、ひとり親家庭などへの支援をはじめ、地域の将来を担う子どもたちを安心して生み育てることができる環境づくりを推し進めることが重要です。また、こうした人々が様々な地域生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域におけるつながりや支え合い（互助）を強め、行政や地域住民、社会福祉関係者、ボランティア団体等がそれぞれの役割を果たし、地域をともにつくっていくことのできる「地域共生社会」の実現が求められています。

本町の地域福祉については、本計画と「湧別町地域福祉計画（令和3年度～令和7年度）」と整合性を図りながら推進していきます。

【障がい者福祉】

障がいのある方が住み慣れた家庭や地域の中で安心して生活するためには、身近な場所において必要とする障がい福祉サービスや支援を受けつつ、障がいのある方の自立と社会参加の実現を図っていくとともに、地域の人たちの障がい者に対する正しい理解を深めることが重要です。

町民アンケートでの生活面の満足度における「障がいのある方や家族が安心して暮らすための支援体制」では、「満足」が前回調査の5.6%から6.9%へ微増、「不満」が16.7%から12.7%へと4%減少し、前回と今回の調査結果を比較しても、若干ではありますが、障がい者を取り巻く環境の改善が着実に進んできていると思われます。

近年、障がいのある方の高齢化や重度化が進み、それに伴う家族の介護面の負担も大きくなってきており、障がいのある方やその家族も安心して生活し続けることができるよう、障がいのある方のニーズや実態に応じたサービスの提供、相談体制の充実、地域の支援体制づくり、差別解消や権利擁護のための普及啓発活動が必要です。また、現在、町内において運営されているサービス提供事業者との連携や支援など、より一層の充実が求められています。

本町の障がい者福祉については、本計画と「湧別町障がい者基本計画・障がい福祉計画」「湧別町障がい児福祉計画」（令和3年度～令和5年度）」と整合性を図りながら推進していきます。



10年後のめざす姿

区 分	めざす姿
地域福祉	- 誰もが安心して暮らし続けられる環境が確立されている。 - 地域におけるつながりや支え合いが強く、地域や関係機関の連携が図られている。 - ニーズに合った福祉サービスを受けることができる。
障がい者福祉	- 障がいのある方の自立と社会参加の実現が図られている。 - 地域の人たちに障がい者に対する正しい理解が深められている。 - 障がい者のニーズや実態に応じたサービスの提供、相談体制の充実、成年後見制度の利用促進、地域の支援体制づくりが図られている。

主要施策

区 分	主 な 内 容
地域福祉	- 誰もが安心して暮らせる地域社会の実現に向け、お互いに支え合うネットワークづくりを推進します。 - 地域におけるつながりや支え合いが強化できるよう地域ボランティア組織等への支援、その活動を支える人材の確保と育成を図ります。
障がい者福祉	- 障がいのある方が安心して生活できるよう自立と社会参加の実現を図ります。 - 障がい者のニーズや実態に応じたサービスの提供と地域の支援体制づくりを図ります。 - 相談支援事業所との連携を強化し、障がい者が気軽に相談でき、必要とする支援が受けられるよう、相談体制の充実を図ります。 - 障がい者の差別解消や権利擁護のための普及活動を推進します。 - 障がいのある方が安心して生活できるよう、障がい者に対する成年後見制度の活用促進に努めます。

施策の評価指標

評価指標		現状値（前回の値）	目標値（令和13年度）
満足度	老後も地域で安心して暮らすための支援体制	満足 6.8% (6.5%) 普通 46.8% (44.1%) 不満 22.0% (25.5%)	満足と普通の合計を5%以上増加させる。 (現在53.6% → 56.3%以上)
	障がいのある方や家族が安心して暮らすための支援体制	満足 6.9% (5.6%) 普通 47.9% (48.1%) 不満 12.7% (16.7%)	満足と普通の合計を5%以上増加させる。 (現在54.8% → 57.5%以上)